

【傷病手当金の支給要件】

① 病気やけがで療養中であること

但し、その傷病の原因が業務上または通勤によるものである場合、労災保険法による休業補償給付の対象となるため、傷病手当金は支給されません。

② 仕事につけないこと(労務不能)

③ 4日以上仕事を休むこと

療養のため仕事を休んだ日が連続して3日間(待期という。有給休暇でもかまいません。)が経過した後、4日目から支給が開始されます。

④ 給料をうけられないこと

給料をうけていても傷病手当金の額より少ないときは、差額が支給されます。

【請求書記入上の注意事項】

●共通事項

1. 傷病手当金は、実績に対して一日当りで支給します。この請求書に記入される内容は、**すべて記入日以前の期間について記入してください。**
2. 字句を訂正する場合は、誤った字句を二本線で抹消し、抹消部分に各記入者の訂正印を押して、その上部余白に正しい字句を記入してください。

●「被保険者記入欄」……被保険者の方へ

1. 「発病または負傷の原因」は、特に外傷の場合、具体的に詳しく記入してください。
2. 傷病の原因が第三者の行為による場合は、「第三者行為による傷病届」を添付してください。
3. 障害年金または障害手当金を受給している場合は、**年金証書**および直近の額を証明する書類(**年金額改定通知書等**)の写しを添付してください。
4. 「労務に服することができなかった期間」は、初回のみ待期3日間を含めて記入してください。

●「事業主証明欄」……出退勤管理責任者の方へ

1. 「被保険者記入欄」の「労務に服することができなかった期間」に記入されている期間中の、労務に服さなかった期間を休日を含めて記入してください。
2. 「上記期間中の報酬関係」は、出勤簿の状況を記入してください。
(今回が初めての申請の場合は、出勤簿の写しも添付してください。)

●「担当医師の意見書」……担当医師の方へ

1. 「被保険者記入欄」の「労務に服することができなかった期間」に記入されている期間中の、労務不能と認めた期間を記入してください。**記入日以前の期間のみに限ります。**
2. 「傷病の主症状及び経過概要」は、できる限り詳しく記入してください。

【支給について】

毎月、月末で受付けを締め切り、翌月マツダ(株)に支給します。
(傷病手当金請求書の中で、受領をマツダ(株)に委任いただいています。)
マツダ(株)から、給与支給と同時に「加算金」扱いで支払われます。

【問合わせ先】

マツダ健康保険組合

〒734-0064 広島市南区小磯町1番1号

TEL 外線:(082)287-4644 内線:22861

- 被保険者証の記号番号に代えてマイナンバー(個人番号)により申請することも可能です。その場合は、次の備考欄へマイナンバーを記載していただくとともに、個人番号確認、本人確認するための添付書類が必要です。

備考欄	
-----	--